

令和6年1月4日

関係各位

鳥取県立武道館長

令和6年4月以降の施設利用変更点（案）について

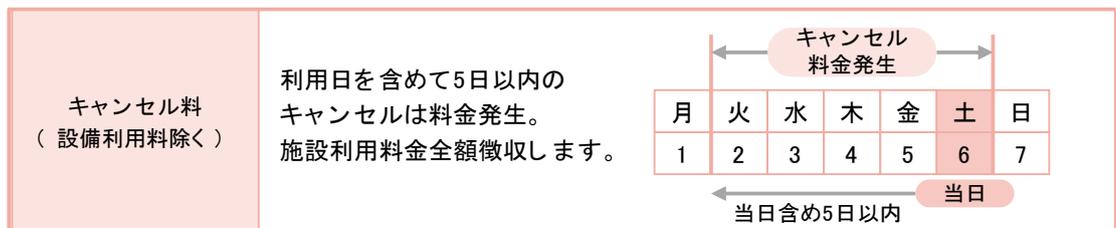
新春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当館をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和6年4月以降の利用について下記のとおり変更点がありますので、ご理解ご協力をお願い致します。

記

1 キャンセル料の取り扱いについて

利用申し込み後の変更・取り消しの申請については、利用日を含め6日前まで認めます。利用日を含めて5日前以内に利用料金返還基準にあたらぬ理由で施設を利用しなかった場合は、キャンセル料として施設利用料を全額徴収します（設備利用料は除く）。



2 新規料金追加

別紙「鳥取県立武道館施設設備利用料金表（案）」を参照

- ・年間パスポート
- ・営利目的としない入場料徴収する場合、営利目的とする場合の料金設定のない施設（弓道場、研修室、会議室、師範室、相撲場控室、エントランス）に新料金設定
- ・新規貸し出し設備に弓道の「弓」、「碟」を追加